

事 例 集

—「国道等の維持管理に関する行政評価・監視」結果報告書（別冊）—

沖縄行政評価事務所
平成 2 8 年 8 月

目

次

1	視覚障害者誘導用ブロック	1
2	歩道	14
3	横断歩道橋	16
4	防護柵	20
5	視線誘導標	22
6	地点標	26
7	トンネル	29
8	案内標識	30
9	警戒標識等	37

視覚障害者誘導用ブロック①<1/2>

視覚障害者誘導用ブロックがマンホール等により途切れているため、視覚障害者が円滑に通行できないおそれがあるもの

事例1

場所	国道58号(上り) 121.1km付近(旭橋交差点付近)
概要	マンホールに設置された視覚障害者誘導用ブロックが誘導方向を示しておらず、視覚障害者が誤って壁に誘導されるおそれがある。



事例2

場所	国道58号(上り) 110.8km付近(真志喜(北)交差点付近)
概要	視覚障害者誘導用ブロックの途中にマンホールが設置されており、約82cmにわたってブロックが途切れている。



視覚障害者誘導用ブロック① <2/2>

視覚障害者誘導用ブロックがマンホール等により途切れているため、視覚障害者が円滑に通行できないおそれがあるもの

事例3

場所 国道58号(上り)
112.0km付近(宇地泊バス停留所付近)

概要 ローソン宜野湾宇地泊バス停前店前から宇地泊バス停留所までの約30mにわたり、視覚障害者誘導用ブロックが途切れている。



事例4

場所 国道330号(下り)
17.4km付近(浦添市安波茶1丁目)

概要 横断歩道付近に設置された視覚障害者誘導用ブロックが、工事により、20~30mにわたり途切れており、視覚障害者が車道に気付かず進入するおそれがある。



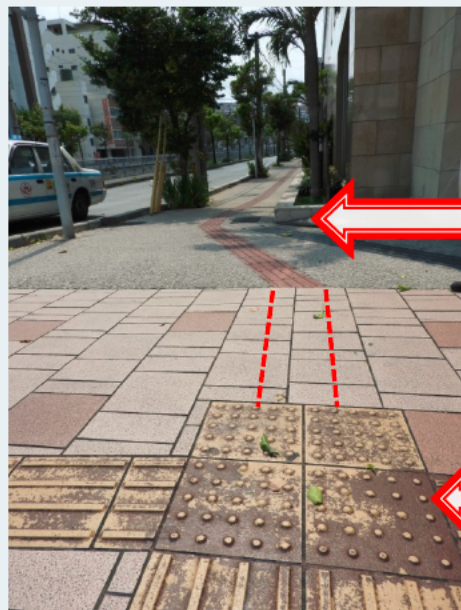
視覚障害者誘導用ブロック②

県道、市町村道等の視覚障害者誘導用ブロックとの接続ができていないため、視覚障害者が円滑に通行できないおそれがあるもの

事例5

場所 国道58号(下り)
119.85km付近(前島交差点)

概要 国道58号に設置されている視覚障害者誘導用ブロックが、国道と接続する道路に設置されているブロックとつながっていない。



美栄橋駅方面に
続くブロック

国道58号の
ブロック

事例6

場所 国道331号(旧道・下り)
13.0km付近(真栄里(北)交差点付近)

概要 国道331号の新道と旧道に設置されている視覚障害者誘導用ブロックがつながっていない。



新道はここまで

旧道はここまで

視覚障害者誘導用ブロック③

視覚障害者誘導用ブロックの誘導内容が誤っており、車道等に誘導するおそれがあるもの

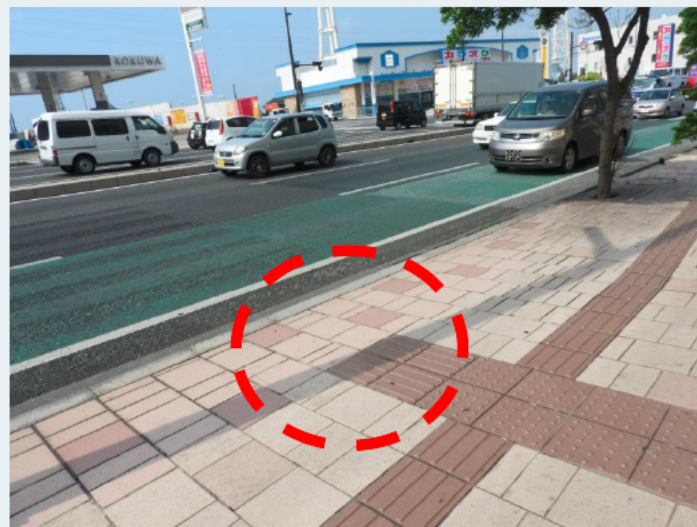
事例7

場所	国道58号(下り) 57.25km付近(宮里3丁目交差点)
概要	横断歩道の方角と線状ブロックの誘導方向が一致していない上、点状ブロックも横断歩道の向きと一致していない。



事例8

場所	国道58号(下り) 113.4km付近(浦添市牧港1丁目)
概要	線状ブロックが車道に向けて設置されている。



視覚障害者誘導用ブロック④<1/2>

視覚障害者誘導用ブロックの終端に点状ブロックが設置されていないこと等により、視覚障害者に混乱を与えるおそれがあるもの

事例9

場所 国道58号(下り)
120.6km付近(那覇市久茂地1丁目)

概要 視覚障害者誘導用ブロックの終端に点状ブロックが設置されていない上、線状ブロックが車道に向いており、視覚障害者が誤って車道に誘導されるおそれがある。



事例10

場所 国道331号(上り)
糸満市土地改良区合同事務所付近

概要 視覚障害者誘導用ブロックの終端に点状ブロックが設置されていない上、線状ブロック上に防護柵が設置されており、視覚障害者が接触するおそれがある。



視覚障害者誘導用ブロック④<2/2>

視覚障害者誘導用ブロックの終端に点状ブロックが設置されていないこと等により、視覚障害者に混乱を与えるおそれがあるもの

事例11

場所	国道331号(旧道・上り) 8.1km付近(豊見城市翁長)
概要	視覚障害者誘導用ブロックの終端に点状ブロックが1枚(約30cm)しか設置されていないため、視覚障害者が点状ブロックをまたぎ越し、車道に進入するおそれがある。



事例12

場所	国道329号(上り) 63.8km付近(小那覇バス停留所前)
概要	バス停留所の前に点状ブロックが設置されていないことから、視覚障害者がバス停留所に気付かず、通り過ぎるおそれがある。



視覚障害者誘導用ブロック⑤<1/4>

視覚障害者誘導用ブロックが破損・すり減り、土砂、雑草、水たまり等により、機能が損なわれているもの

事例13

場所 国道58号(上り)
112.25km付近(宜野湾市宇地泊)

概要 視覚障害者誘導用ブロックが破損している。



事例14

場所 国道331号(下り)
糸満市役所付近

概要 糸満市役所付近の交差点に設置されている視覚障害者誘導用ブロックが破損している。



視覚障害者誘導用ブロック⑤<2/4>

視覚障害者誘導用ブロックが破損・すり減り、土砂、雑草、水たまり等により、機能が損なわれているもの

事例15

場所	国道329号(上り) 70.15km付近(印刷団地前バス停留所付近)
概要	視覚障害者誘導用ブロックが破損している。 なお、本事例の付近には沖縄県立沖縄盲学校があり、視覚障害者の利用が多いものと推察される。



事例16

場所	国道330号(下り) 19.6km付近(古島インター交差点)
概要	横断歩道橋の昇降口に設置されている点状ブロックが破損しており、視覚障害者が階段に気付かないおそれがある。



視覚障害者誘導用ブロック⑤<3/4>

視覚障害者誘導用ブロックが破損・すり減り、土砂、雑草、水たまり等により、機能が損なわれているもの

事例17

場所 国道329号(上り)
67.8km付近(第一与那覇バス停留所)

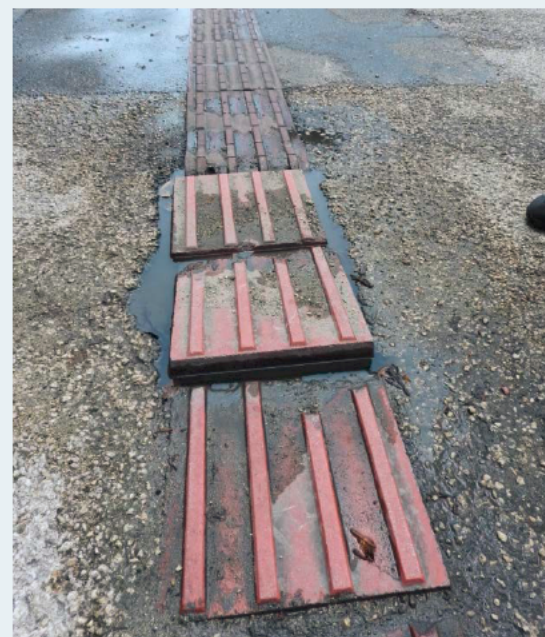
概要 雑草の繁茂により、視覚障害者誘導用ブロックが浮き上がり、段差が生じているため、バスの利用者が足を取られるおそれがある。



事例18

場所 国道331号(下り)
2.3km付近(安次嶺交差点付近)

概要 視覚障害者誘導用ブロックに段差、ぐらつき及び水たまりが生じている。



視覚障害者誘導用ブロック⑤<4/4>

視覚障害者誘導用ブロックが破損・すり減り、土砂、雑草、水たまり等により、機能が損なわれているもの

事例19

場所 国道58号(下り)
52.1km付近(第二伊差川バス停留所付近)

概要 視覚障害者誘導用ブロックが土砂に覆われている。



事例20

場所 国道58号(上り)
52.25km付近(伊差川(北)交差点付近)

概要 視覚障害者誘導用ブロックが雑草に覆われている。



視覚障害者誘導用ブロック⑥<1/2>

視覚障害者誘導用ブロック上又は近接して障害物があるため、視覚障害者が円滑に通行できないおそれがあるもの

事例21

場所 国道329号(上り)
70.8km付近(一日橋バス停留所付近)

概要 横断歩道との接続部に電信柱が設置されており、視覚障害者が横断歩道を利用する際に接触するおそれがある。



事例22

場所 国道329号(上り)
66.65km付近(与那原交差点付近)

概要 線状ブロックの付近に、最大で約30cm程度の段差が生じており、視覚障害者が転落するおそれがある。



視覚障害者誘導用ブロック⑥<2/2>

視覚障害者誘導用ブロック上又は近接して障害物があるため、視覚障害者が円滑に通行できないおそれがあるもの

事例23

場所 国道58号(下り)
116.95km付近(勢理客(北)交差点付近)

概要 線状ブロック上に工事用のフェンスが設置されており、視覚障害者が接触するおそれがある。



事例24

場所 国道329号(上り)
70.2km付近(印刷団地前バス停留所付近)

概要 視覚障害者誘導用ブロックの付近にある樹木が繁茂しており、視覚障害者が接触するおそれがある。
なお、本事例の付近には沖縄県立沖縄盲学校があり、視覚障害者の利用が多いものと推察される。



視覚障害者誘導用ブロック⑦

その他、視覚障害者誘導用ブロックの色が歩道の色と酷似していること等のため、視覚障害者が円滑に通行できないおそれがあるもの等

事例25

場所	国道330号(上り) 0.5km付近(安慶田交差点)
概要	歩道の色と視覚障害者誘導用ブロックの色が酷似している。



事例26

場所	国道58号(下り) 119.25km付近(泊交差点)
概要	一連で設置されている視覚障害者誘導用ブロックの色が統一されていない。



歩道①

歩道に穴が空いている、段差がある等により、歩行者や自転車等の通行に支障が生じるおそれがあるもの

事例27

場所 国道58号(下り)
117.0km付近(勢理客交差点付近)

概要 横断歩道に最大で5cm程度の段差が生じている。



事例28

場所 国道330号(下り)
16.55km付近(浦添運動公園付近)

概要 路面に深さ17cm程度の穴が空いている。
なお、本事例の付近では、穴が埋められている箇所が確認できる。



歩道②

歩道の車止めや車止めの反射材が破損しているもの

事例29

場所	国道58号(下り) 115.7km地点(浦添市宮城1丁目)
概要	車止めが破損し、通行者から視認し難い状態となっている。



事例30

場所	国道331号(下り) 9.1km付近(西崎二丁目バス停留所付近)
概要	車止めの反射材が破損し、夜間に通行者から視認し難い状態となっている。



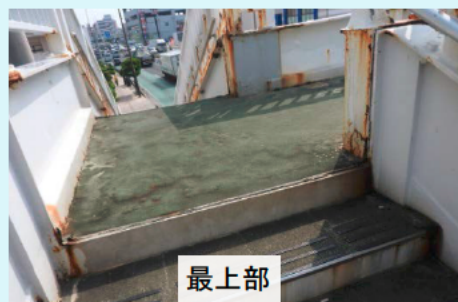
横断歩道橋①

横断歩道橋の最上部・踊り場に点状ブロックが設置されていないため、視覚障害者が階段から転落するおそれがあるもの

事例31

場所 国道58号(上り・下り)
113.7km付近(港川歩道橋)

概要 横断歩道橋の昇降口には視覚障害者誘導用ブロックが設置されているが、当該歩道橋の最上部・踊り場にはブロックが設置されていない。



事例32

場所 国道58号(下り)
120.85km付近(泉崎歩道橋)

概要 横断歩道橋の昇降口に設置されている視覚障害者誘導用ブロックが破損している。



横断歩道橋②

横断歩道橋の手すりが設置されていない、欠損している等により、歩行者、特に高齢者等が円滑に通行できないおそれがあるもの

事例33

場所 国道58号(上り・下り)
115.9km付近(宮城歩道橋)

概要 横断歩道橋の昇降口に手すりが設置されていない。



上り



下り

事例34

場所 国道329号(上り・下り)
78.85km付近(壺川駅自由通路)

概要 手すりが階段の終端部から延長されていないほか、手すりの下端部付近に点字がはり付けられていない。

なお、本事例は、バリアフリー新法(注1)における特定区間(注2)に位置し、手すりの延長及び点字のはり付けがガイドライン等(注3)により定められている。



上端部(点字有り)

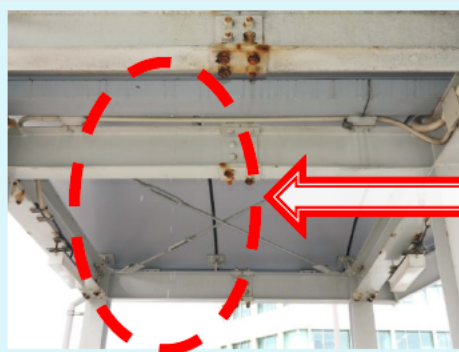
横断歩道橋③<1/2>

横断歩道橋の排水口のつまり、階段の滑り止めの破損、腐食して穴が空くなど、機能が損なわれているおそれがあるもの

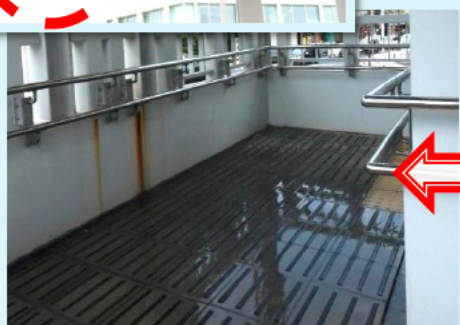
事例35

場所 国道58号(上り・下り)
121.1km付近(旭橋駅自由通路)

概要 雨どいが詰まっており、晴天にもかかわらず、天井から落ちた水滴により、通路に水たまりが生じている。



天井からの
水滴

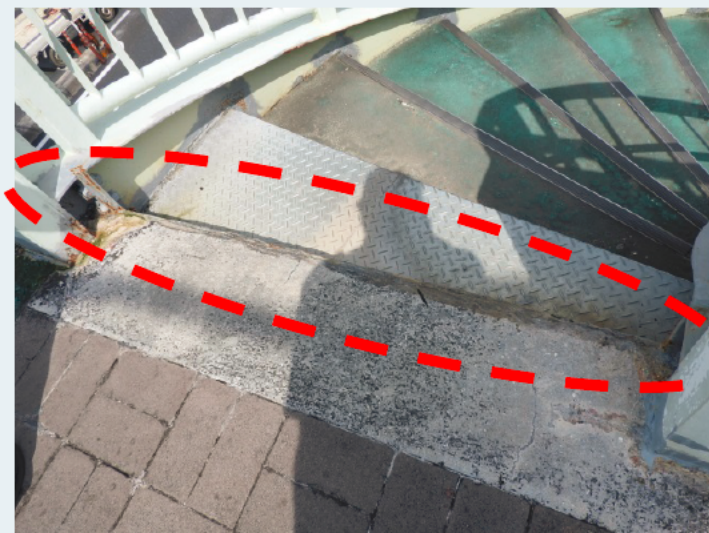


通路の
滞れ

事例36

場所 国道58号(下り)
58.9km付近(城歩道橋)

概要 最上段の階段の滑り止めの破損している。



横断歩道橋③<2/2>

横断歩道橋の排水口のつまり、階段の滑り止めの破損、腐食して穴が空くなど、機能が損なわれているおそれがあるもの

事例37

場所 国道58号(上り・下り)
107.6km付近(北前歩道橋)

概要 腐食により、踏み板等に複数の穴(最大で30cm×2cm程度)が空いている。



事例38

場所 国道58号(上り・下り)
114.7km付近(城間歩道橋)

概要 高欄が腐食しており、通行者が手を触れて怪我をするおそれがある。



防護柵①

防護柵が設置されていないため、歩行者が転落するおそれがあるもの

事例39

場所	国道329号(下り) 67.0km付近(大里入口バス停留所付近)
概要	歩道と隣接する敷地との間に、長さ約195cm、深さ約35cmの段差が生じているが、歩行者自転車用柵が設置されていない。



防護柵②

防護柵に取り付けられた金具等により、歩行者が接触すると怪我をするおそれがあるもの

事例40

場所	国道58号(下り) 52.8km付近(伊差川(北)交差点付近)
概要	看板等を取り付けていたと思われる金具が存置されている。



防護柵③

防護柵のパイプや支柱の破損等により、強度が弱くなっている可能性があるもの

事例41

場所	国道329号(下り) 75.6km地点(那覇市壺川)
概要	川沿いに設置されている歩行者用防護柵の上段の手すり部分が錆びて金属片がむき出しとなっているため、歩行者が接触すると怪我をするおそれがある。



事例42

場所	国道329号(下り) 65.6km付近(与那原町与那原)
概要	防護柵の支柱に穴が空いている。



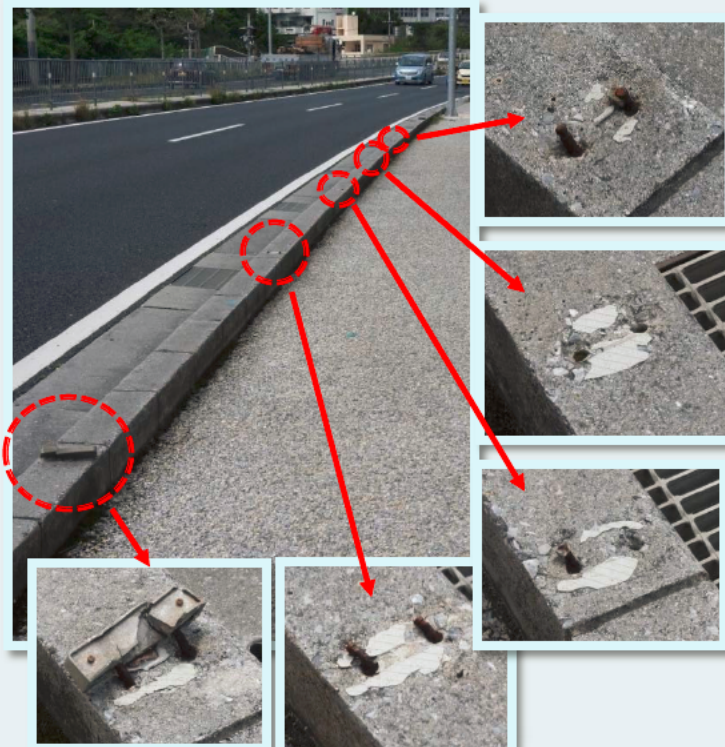
視線誘導標①

縁石鉤やガードレール等に設置されている誘導標が毀損等により、機能が損なわれているもの

事例43

場所 国道330号(下り)
17.9km付近(大平歩道橋付近)

概要 複数の縁石鉤が毀損している。



事例44

場所 国道329号(上り)
64.2km付近(第二西原バス停留所付近)

概要 デリニエーターが歩道を向いているほか、反射体が脱落している。



視線誘導標②

中央分離帯の中央部分に設置されている誘導標が毀損等により、機能が損なわれているもの

事例45

場所 国道330号(上り・下り)
2.15km付近(中の町交差点)

概要 中央分離帯に設置されているデリニエーターが上下共に毀損している。



事例46

場所 国道330号(上り・下り)
12.7km付近(我如古交差点)

概要 我如古交差点の中央分離帯において、視線誘導標が設置されていない。



視線誘導標③

縁石鉾等が雑草等に覆われ、視認することが困難なもの

事例47

場所 国道331号(上り・下り)
名城バイパス

概要 名城バイパスにおいて、多くの縁石鉾が雑草に覆われている。



14.7km地点



15.0km地点



雑草に埋もれている

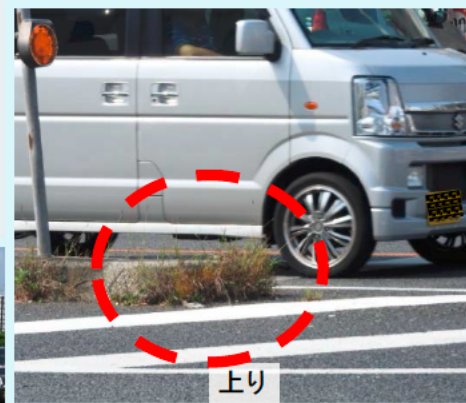


雑草の陰に隠れている

事例48

場所 国道58号(上り・下り)
113.0km付近(第一牧港バス停留所付近)

概要 中央分離帯の縁石に設置された反射材が雑草に覆われている。



上り



下り

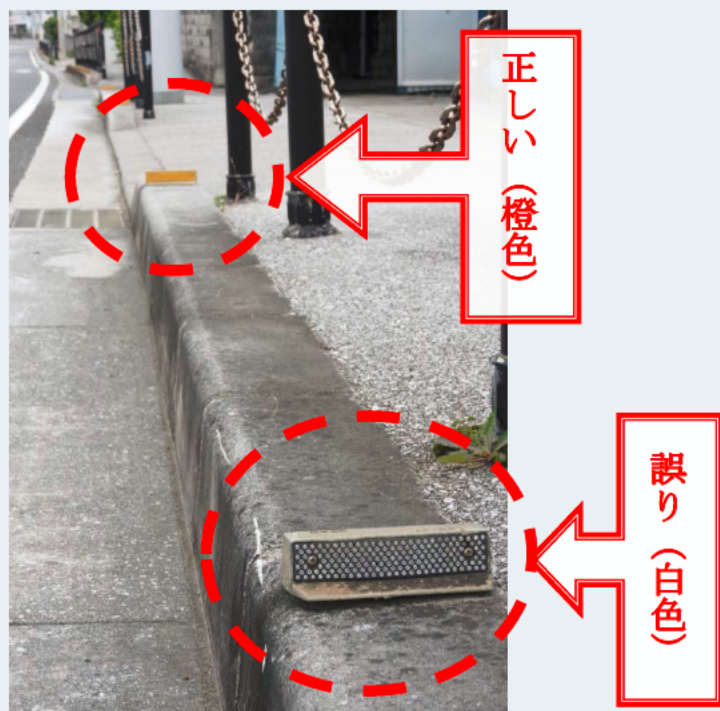
視線誘導標④

縁石鉾等の反射板の色が逆(白→橙色)になっているもの

事例49

場所 国道331号(上り)
17.8km付近(米須農協前バス停留所付近)

概要 縁石鉾が逆向き(道路の右側に白色)に設置されている。



事例50

場所 国道329号(上り)
64.1km付近(与那城交差点)

概要 防塵視線誘導標が逆向き(道路の左側に橙色)に設置されている。



地点標① <1/2>

毀損等により、機能が損なわれているもの

事例51

場所	国道329号(上り) 64.0km地点(第一小那覇バス停留所付近)
概要	地点標(キロメートル標)が毀損し、機能が損なわれている。



事例52

場所	国道58号(下り) 59.2km地点(名護公共職業安定所付近)
概要	地点標(百メートル標)が毀損し、機能が損なわれている。



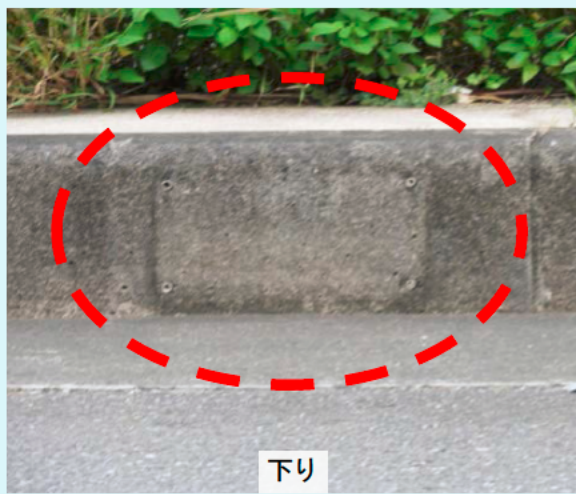
地点標①<2/2>

毀損等により、機能が損なわれているもの

事例53

場所 国道58号(下り)
51.1km地点(名護市親川)

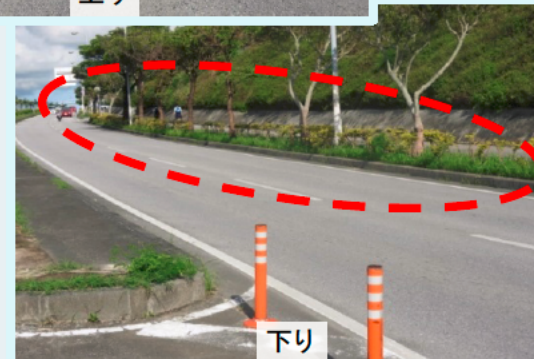
概要 地点標(百メートル標)が欠落している。



事例54

場所 国道329号(上り・下り)
73.0km地点(豊見城市真玉橋)

概要 地点標(キロメートル標)が設置されていない。



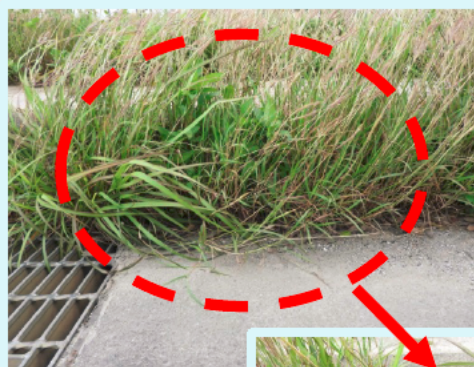
地点標②

雑草等に覆われ、視認することが困難なもの

事例55

場所 国道58号(上り)
51.3km地点(名護市親川)

概要 地点標(百メートル標)が雑草に覆われており、視認し難い。



事例56

場所 国道58号(上り)
58.9km地点(城1丁目交差点)

概要 地点標(百メートル標)の前面に車線分離標(ラバーポール)が設置されており、地点標が視認し難い。



トンネル①

複数箇所において、照明が連続して点灯していないため、歩行者等の通行に支障が生じるおそれがあるもの

事例57

場所 国道58号(上り・下り)
宜名真トンネル

概要 那覇側の出入口部は照明が点灯しているが、一方、奥側の出入口部は多くの照明が点灯していない。



奥側



那覇側

点灯していない

トンネル②

通報設備及び消火器が設置されている場所の歩車道境界に防護柵があるため、車道側から使用しにくいもの

事例58

場所 国道330号(上り)
西原トンネル

概要 非常用設備(通報設備及び消火器)と車道との間に、高さ約80cmの防護柵が設置されており、当該柵には非常の際に出入りが可能な扉等が設けられていない。



案内標識①<1/2>

標識が必要と思われる場所に設置されていないもの

事例59

場所 国道58号(上り)
7.7km付近(国頭郡国頭村辺戸)

概要 国道58号から辺戸岬につながる交差点に案内標識がない。
なお、交差点の300m手前には予告標識が設置されているほか、同交差点の下り方面には案内標識が設置されている。



交差点に
標識がない

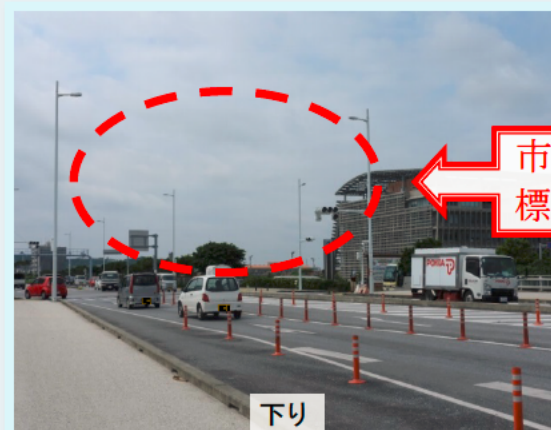
300m手前には
予告標識が設置



事例60

場所 国道331号(下り)
糸満市役所付近

概要 国道331号を下り方面に向かうと、糸満市役所の前に案内標識が設置されていない。
なお、国道331号の上り方面には、案内標識が設置されている。



市役所の
標識がない

下り

上り方面
には設置



上り

案内標識①<2/2>

標識が必要と思われる場所に設置されていないもの

事例61

場所 国道332号(上り)
1.1km付近(那覇空港付近)

概要 那覇市街地から国道332号を經由して那覇空港の到着ターミナル及び立体駐車場に向かう場合、貨物ビル付近で左折した後、空港内道路に向けて右折しなければならない。

しかし、左折する手前の案内標識には、画像1のとおり、「那覇空港」の表示しかない上、国道332号と空港内道路に向かう道路との交差点には、画像2のとおり、P(駐車場)及び到着の右折を示す路面標示はあるものの、渋滞等により路面標示が認識できないことがあるにもかかわらず、交差点に到着ターミナル及び立体駐車場の方向を表示する案内標識は設置されていない。

なお、本事例の道路と交差する国道58号的那覇西道路(うみそらトンネル)には、画像3及び画像4のとおり交差点の手前に到着ターミナルへの案内標識、交差点の向こう側に駐車場への案内標識がある。

画像1



画像2



案内標識なし

画像3



画像4



案内標識②<1/2>

掲示板が汚損、表示の薄れ、樹木の枝葉等により、見えにくいもの

事例62

場所	国道331号(下り) 0.6km付近(山下交差点)
概要	案内標識(主要地点)が劣化し、表示が薄れている。



事例63

場所	国道506号(下り) 南風原北インターチェンジ手前
概要	案内標識が劣化し、表示が薄れている。



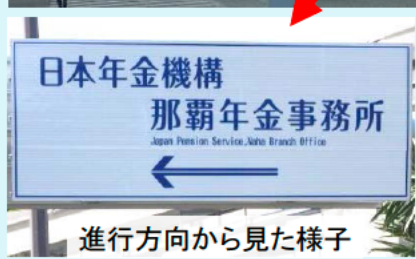
案内標識②<2/2>

掲示板が汚損、表示の薄れ、樹木の枝葉等により、見えにくいもの

事例64

場所 国道329号(上り)
75.7km地点(那覇市壺川)

概要 案内標識の英語表示が小さい。



事例65

場所 国道329号(下り)
50.6km付近(比屋根バス停留所付近)

概要 案内標識が樹木の繁茂により隠れている。



案内標識③

行先地の表示に整合性がないもの、距離表示が間違っているもの等

事例66

場所	国道58号(上り) 120.85km付近(久茂地交差点付近)
概要	久茂地交差点では、県庁前駅の方が案内されているが、同交差点の250m手前に設置されている予告標識には同駅の案内が標示されていない。



予告標識に
県庁前駅の標示がない



久茂地交差点

事例67

場所	国道331号(旧道、上り・下り) 12.2km付近(双子橋バス停留所付近)
概要	双子橋バス停付近の交差点に設置されている二つの案内標識は、糸満市役所までの距離が150mと表示されているが、当該交差点から糸満市役所の正門前までの距離を実測したところ約400mとなっている。



下り



糸満市役所
正門前まで
約400m

案内標識④

補助標識が毀損又は欠落しているもの

事例68

場所	国道58号(上り) 43.3km付近(名護市源河)
概要	案内標識(国道番号)の下に取り付けられている補助標識(地名)が劣化し、表示が薄れている。



事例69

場所	国道329号(上り) 68.4km地点(宮平バス停留所付近)
概要	案内標識(国道番号)の下に、補助標識(地名)が取り付けられていない。



補助標識がない

案内標識⑤

ピクトグラムが間違っているもの又は表示されていないもの

事例70

場所	国道58号(下り) 59.25km付近(東江4丁目(北)交差点付近)
概要	マニュアル(※)で定められているピクトグラム(グスク)と異なるピクトグラム(一般公園)が用いられている。 ※ 著名地点道路案内標識マニュアル(平成26年3月沖縄ブロック道路標識適正委員会)



事例71

場所	国道58号(上り) 11.8km地点(国頭郡国頭村宜名真)
概要	案内標識(著名地点)のピクトグラムがない。



42. 海食崖



茅打バンタのピクトグラム

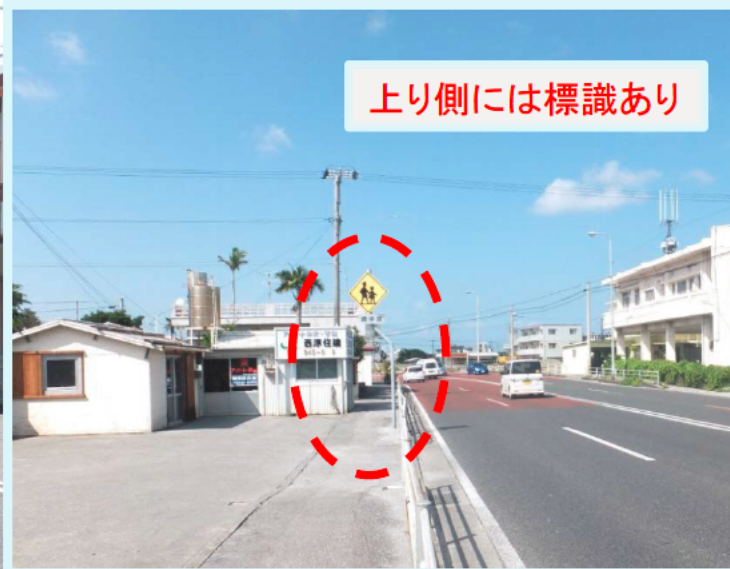
警戒標識等①<1/2>

標識が必要と思われる場所に設置されていないもの

事例72

場所 国道329号(下り)
兼久交差点付近

概要 国道329号の兼久交差点(信号)の近辺は、西原町立西原小学校に通学する児童の通学路となっており、道路交通上の注意が必要と認められるため、上り側には、当該交差点から約200メートル手前に「学校、幼稚園、保育所あり」の警戒標識が設置されている。しかし、下り側には同標識が設置されていない。



警戒標識等①<2/2>

標識が必要と思われる場所に設置されていないもの

事例73

場所	国道330号(上り) 15.4km付近(牧港方面から国道330号上り(宜野湾市方面)への合流地点)
概要	牧港方面から来た車両が国道330号(浦添バイパス)の上り車線(宜野湾市向け)に合流する場合、同バイパスに合流する支線を本線と約200メートル並走した後、合流しなければならないが、本線側に「合流交通あり」の警戒標識が設置されていない(支線側には、合流地点から約60メートル手前に設置されている)。 このため、比較的速い速度で走行する同バイパス(本線)の車両の運転手が、早めに合流地点があることを認識することが困難となっており、円滑な合流がしにくいものとなっている。



支線側から撮影



本線側から撮影(逆向き)

警戒標識等②

掲示版が汚損、表示の薄れ、樹木の枝葉等により、見えにくいもの

事例74

場所	国道329号(上り) 75.2km付近(那覇大橋)
概要	警戒標識(合流交通あり)が劣化し、表示が薄れている。



事例75

場所	国道329号(下り) 14.4km付近(松田(北)交差点付近)
概要	警戒標識(+形道路交差点あり)の表示が樹木に隠れている。



警戒標識等③

表示が道路形状と異なっているもの

事例76

場所 国道331号(上り)
4.8km付近(瀬長交差点)

概要 警戒標識(左背向屈曲あり(※))が設置されているが、当該標識の先の道路は右に曲がっており、警戒標識の内容と道路の形状が一致していない。
※最初左に曲がり、その先で右に曲がる屈曲



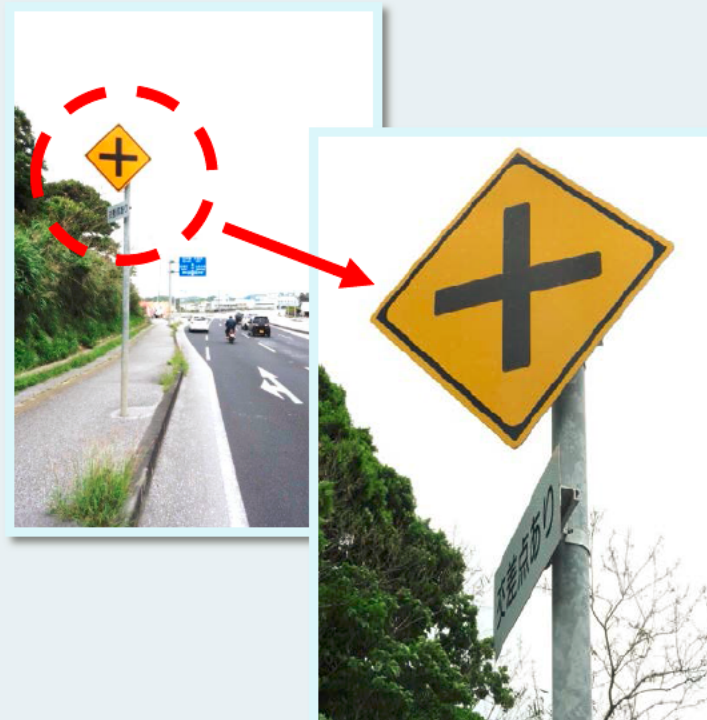
警戒標識等④

補助標識が毀損しているもの

事例77

場所 国道58号(上り)
52.75km付近(伊差川(西)交差点付近)

概要 警戒標識(十形道路交差点あり)の下に取り付けられている補助標識が歩道を向いている。



注

- 1 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号)
- 2 生活関連経路を構成する道路法(昭和27年法律第180号)による道路のうち多数の高齢者、障害者等の移動が通常徒歩で行われるものであって国土交通大臣がその路線及び区間を指定したもの(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令(平成18年政令第379号))。
- 3 「移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令」(平成18年12月国土交通省令第116号)において、「手すりの端部の付近には、階段の通ずる場所を示す点字をはり付けること。」とされ、また、「増補改訂版道路の移動等円滑化整備ガイドライン(道路のバリアフリー整備ガイドライン～道路のユニバーサルデザインを目指して～」(平成23年8月財団法人国土技術研究センター)3-3-5-(5)において、「手すりは、階段の終端部から水平区間へ60cm程度延長し、利用者の昇降、誘導が円滑になるようにすることが望ましい。」及び「手すりの端部の付近には、階段の通ずる場所を示す点字をはり付けることとする。」とされている。